

## 集団的自衛権行使容認にかかる安全保障関連法案について（会長声明）

私たちは、「社会福祉士の倫理綱領」を承認した社会福祉士を会員とする団体です。この倫理綱領前文には「社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって、社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職であることを言明する」としており、続く倫理基準に「社会に対する倫理責任」を掲げています。

このことから、「平和の擁護」および「人間の尊厳保障と社会正義の実現」は、私たち社会福祉士にとって重要な拠り所であり価値であると言えます。

そして現在、第189回通常国会では、安全保障関連法案を成立させるための議論がなされています。この関連法案は、集団的自衛権の行使に拍車をかけ、人々と戦争との距離を短縮させるものであると私たちは捉えています。

特に、被爆地広島で活動する私たち社会福祉士は、平和の擁護および人間の尊厳保障と社会正義の実現に反する重大な結果を招きかねない本関連法案について、ここに反対の意を表します。

2015年6月28日

公益社団法人 広島県社会福祉士会  
会長 河 口 幸 貴